

◎新潟県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区定款の変更を平成30年5月10日認可した。

平成30年5月18日

新潟県新発田地域振興局長